



初代門司駅遺構の保護に関して、北九州市教育委員会が、文化財保護上の権限を放棄し、文化財保護審議会への諮問をおこなわないと決定



Yutaka MOTEKI

2024年9月20日 14:28



陳情書が出されている。宛名は、「北九州市教育委員会 教育長 田島裕美」
教育委員会会議(2024年5月23日開催)の「議案第4号：北九州市文化財保護審議会への諮問に関する陳情書について」はどのように審議されたのだろうか？

教育委員			
教育委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有するものの中から、市長が市議会の同意を得て任命します。任期は4年です。			
職名	氏名	任期	職業等
教育長	田島 裕美	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	
教育委員 (教育長職務代理者)	大坪 靖直	令和4年7月9日から令和8年7月8日まで	大学教授
教育委員	郷田 郁子	令和3年10月9日から令和7年10月8日まで	保護者委員、会社代表取締役
教育委員	香月 きよ う子	令和5年7月1日から令和9年6月30日まで	医師
教育委員	中島 良	令和5年7月1日から令和9年6月30日まで	スクールカウンセラー
教育委員	清成 真	令和6年4月1日から令和10年3月31日まで	弁護士

北九州市教育委員

教育委員会会議(2024年5月23日開催)で「北九州市文化財保護審議会への諮問に関する陳情書」は不採択とされた。賛成者はゼロと記録されている。陳情者は、「ぜひとも、初代門司駅遺構の試掘及び発掘調査の実施計画について、教育委員会は北九州市文化財保護審議会に諮問をしていただきたい」と求めた。

初代門司駅遺構の保護に関して、教育委員会が、文化財保護上の権限を放棄し、文化財保護審議会への諮問をおこなわないという決定をおこなっている。

文化財保護審議会への諮問は、教育委員会の権限である。市民スポーツ局(あるいは都市ブランド創造局)のおこなうのは「補助執行」であって、文化財保護の役割は教育委員会に残っている。複合公共施設の建設を担当する市長部局の判断を盲目的に受け入れるだけでなく「文化財保護審議会」が機能することを認めないとしたら、教育委員会は、文化財保護上の重要な権限を放棄していることになる。

田島教育長/委員の皆様は、ご発言は他にないか。それでは、意見が出尽くしたと思うので、質問・意見が他になければ、採決に入る。

今回の陳情の項目は、初代門司駅鉄道遺構の試掘及び発掘調査の実施計画について、教育委員会は北九州市文化財保護審議会に諮問をすること、という内容であった。この陳情の趣旨に賛成の方は、挙手をお願いする。
いかがであるか。賛成の挙手はないということによるしいか。では、賛成の方がいないということで、この陳情については反対、不採択とする。

原案否決

議案第4号：北九州市文化財保護審議会への諮問に関する陳情書について
教育委員会会議(2024年5月23日開催)

西日本新聞記事の不正確な報道

“市側は規則や規程を例示し「(市の対応は)適正、適法かつ妥当」と強調し、「同審議会への諮問は(市長部局の)都市ブランド創造局長の専決事項となっている。市教委の判断は制度上必要ない」と反論した。”

門司鉄道遺構「諮問」求め北九州市文化財保護審議会委員ら異例の陳情

<https://nishinippon.co.jp/item/n/1214578> #西日本新聞 2024/5/24

「市側」の見解は間違っている。また、記事を書いた村田直隆記者の理解も不十分である。文化財保護上の重要なことは、北九州市の規則上も、教育長や市長部局の専決事項ではない。「文化財保護の重要なもの」は、「補助執行」の意味からすれば、教育委員会での審議なしに決定されることはありえない。また、文化財保護審議会との関係でいえば、「市民文化スポーツ局文化企画課」が担当するのは、審議会の「庶務」である。したがって、この文化企画課や市民文化スポーツ局長に、教育委員会や文化財保護審議会に代わって文化財保護の重要なものを決定する権限はない。(2024(令和6)年4月1日付けの組織改正により、「市民文化スポーツ局文化企画課」は、「都市ブランド創造局文化企画課」というキテレツな名前となっている。)

文化財の保護に関わる市教育委員会、文化財保護審議会の役割について

初代門司駅遺構の扱いについての北九州市の動きが注目を集めている。文化財保護と開発の両立というのは、どこでも起こりうる困難な課題であるが、それ以前の問題として、文化財保護の手続きが文化財保護法の趣旨に沿ってなされ...



♡ 2



Yutaka MOTEKI
2024/04/30 11:31